

台風第19号災害の見舞金・支援金等について

台風第19号の被害に遭われましたことに対し、心からお見舞い申し上げます。

災害により、居住する住宅が「半壊」または「大規模半壊」の被害を受け、やむを得ず「解体」した世帯の世帯主に、次の1～4の支援金等が支給されます。

1 被災者生活再建支援金（申請書は白色）

自然災害により、居住する住宅に被害を受けた世帯に、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です。

(1) 支援金の種類

ア **基礎支援金** 居住する住宅の被害程度が「半壊」、または「大規模半壊」の被害を受け、やむを得ず「解体」した世帯に支給

【やむを得ず解体した理由】下記のいずれかに該当する方が対象（被災者生活再建支援法）

- ・被災した住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること。
- ・被災した住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること。
- ・その他これらに準ずるやむを得ない事由により、解体に至った世帯

イ **加算支援金** 居住する住宅を建設、購入、補修、または賃借（公営住宅を除く）した場合に支給

(2) 支給額

区 分		複数世帯	単身世帯
基礎支援金		1,000,000円 (500,000円)	750,000円 (375,000円)
加算 支援金	建設、購入	2,000,000円	1,500,000円
	補修	1,000,000円	750,000円
	賃借（公営住宅を除く）	500,000円	375,000円

※（ ）の中は、大規模半壊で生活再建支援金の基礎支援金を支給されている場合の差額支給額。

(3) 申請に必要なもの

ア **基礎支援金**

(ア) **被災者生活再建支援金支給申請書**（白色）

(イ) **住家解体証明願**（白色）

(ウ) **世帯主の預金通帳の写し**

(エ) 災害時の住民票の登録が被災住家の所在地と異なる方は、被災住家に居住していたことが確認できる書類（災害日以前の公共料金の領収書、町内会長や民生委員からの居住証明書など）

(オ) そのほか必要書類の提出をお願いすることがあります。

イ **加算支援金**

(ア) 住宅の建設、購入、補修、または賃借（公営住宅を除く）の**契約書の写し**

(イ) そのほか必要書類の提出をお願いすることがあります。

(4) 申請期間 基礎支援金 終了しています。

加算支援金 令和6年11月11日

2 市災害見舞金（被災届は黄色）

災害により被災した方に対し、災害見舞金を支給することにより、被災者の自立助長と援護を図ることを目的とした制度です。

- (1) 支給額 一世帯100,000円 ※大規模半壊、半壊で支給されている場合は差額50,000円支給
- (2) 申請に必要なもの
 - (ア) 被災届（兼義援金配分申請書）（黄色）
 - (イ) 世帯主の預金通帳の写し

3 県義援金（申請書は被災届と同用紙）

被災により生活の基盤である住居に被害を受けた方に、県に寄せられた義援金を配分します。

- (1) 支給額

区分	県費
一次配分	100,000円 (50,000円)
二次配分	320,000円 (160,000円)
三次配分	120,000円 (60,000円)
四次配分	28,600円 (14,300円)
五次配分	17,510円

※ () の中は、大規模半壊、半壊で義援金を支給されている場合の差額支給額。

4 市社会福祉協議会災害見舞金（社会福祉協議会より直接支給されます。）

災害により被災した方に対し、社会福祉協議会の住民相互の助け合いの趣旨に基づき見舞金を支給するものです。

- (1) 支給額 一世帯10,000円 ※大規模半壊、半壊で支給されている場合は差額5,000円支給
- (2) 申請に必要なもの 無し（市の提出する被災届(黄色)をもとに支給)